

安全保障理事会決議 1895 (2009)

2009年11月18日、安全保障理事会第6220回会合にて採択

安全保障理事会は、

1995年12月15日の決議1031(1995)、1996年12月12日の決議1088(1996)、2002年7月12日の決議1423(2002)、2003年7月11日の決議1491(2003)、2004年7月9日の決議1551(2004)、2004年11月22日の決議1575(2004)、2005年11月21日の決議1639(2005)、2006年11月21日の決議1722(2006)、2007年6月29日の決議1764(2007)、2007年11月21日の決議1785(2007)、2008年11月20日の決議1845(2008)および2009年3月25日の決議1869(2009)を含む、旧ユーゴスラビアにおける紛争に関する全ての従前の関連安保理諸決議および関連する安保理議長声明を想起し、

国際的に確認された境界線内における全ての国家の主権および領土保存を維持し、旧ユーゴスラビアにおける紛争の政治的解決への公約を再確認し、

ボスニアおよびヘルツェゴビナにおける上級代表の継続された役割への完全な支援を強調し、

ボスニアおよびヘルツェゴビナにおける和平の一般枠組合意およびその添付資料(集合的に和平合意、S/1995/999、添付資料)並びに和平履行評議会(PIC)の関連諸決定の履行を支持する安保理の公約を強調し、

和平合意の添付資料Bから添付資料1-Aに言及されている兵力の地位に関連する全ての協定を想起し、またそれらに引き続き従う当事者の義務を想起し、

和平合意の添付資料Bから添付資料1-Aに含まれている兵力地位協定の暫定的な適用に関連する決議1551(2004)の規定をさらに想起し、

上級代表、多国籍安定化部隊(EUFOR)の司令官および要員、NATOサラエボ本部の上級軍事代表および要員、欧州安全協力機構(OSCE)、欧州連合(EU)並びにボスニアおよびヘルツェゴビナにおける他の国際機構および機関の要員に対し和平合意の履行への彼らの貢献に対して、安保理の謝意を強調し、

地域全土における難民および避難民の包括的および調整された帰還が、永続的な平和に

対して重要であり続けることを強調し、

和平履行会合の閣僚会合の諸宣言を想起し、

和平合意の署名から 14 年の間、ボスニアおよびヘルツェゴビナの国家および地方レベルの水準の当局のおよび国際社会が成し遂げたことに敬意を表しつつ、和平合意の完全な履行がまだ完了していないことを認識し、

ボスニアおよびヘルツェゴビナの機能的、改革志向型、近代的また民主的な欧州の国家への移行の重要性を確認しつつ、和平合意に基づいた欧州大西洋への統合に向けたボスニアおよびヘルツェゴビナの進捗状況の重要性を強調し、

2009 年 11 月 12 日の最新の報告書 (S/2009/588) を含む、上級代表の諸報告書に留意し、

国際連合憲章の目的および原則に従い紛争の平和的解決を促進することを決定し、

1994 年 12 月 9 日に採択された、国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約に含まれた関連諸原則および 2000 年 2 月 10 日の安保理議長声明 (S/PRST/2000/4) を想起し、

全ての平和維持活動において HIV/AIDS および他の感染症の予防並びに管理において平和維持の要員に十分な注意を促す、国際連合による取組を歓迎しまた奨励し、

ボスニアおよびヘルツェゴビナにおける安全且つ治安の良い環境に対する EUFOR の積極的な貢献を歓迎し、また EUFOR が、全国において可能な治安上の課題に対応する準備がありまた再確認を提供し続けていることを付記する、2009 年 5 月 18 日の合同会合での EU 外務大臣および防衛大臣の諸結論、並びに 2009 年 11 月 17 日の合同会合での EU 外務大臣および防衛大臣の諸結論を留意し、

EUFOR が和平合意の軍事分野の下で、主要な和平安定の役割を有することを、欧州連合および NATO 両機関が確認した、ボスニアおよびヘルツェゴビナにおいて両機構が共に協力する方法について、2004 年 11 月 19 日に安全保障理事会に送付された、欧州連合および NATO 間の書簡を留意し (S/2004/916; S/2004/915)、

構成団体を含む、ボスニアおよびヘルツェゴビナに代わり、EUFOR および NATO 本部の駐留の取極(S/2004/917)に対する、ボスニアおよびヘルツェゴビナの大統領制による確認をさらに想起し、

ボスニアおよびヘルツェゴビナにおける、欧州連合の拡大された関与および NATO の継続される関与を歓迎し、

ボスニアおよびヘルツェゴビナにおける当局に対して、とりわけ国家および防衛財産についての解決を見出す必要性を確認しつつ、2009年6月30日の PIC 運営会議の宣言によっても確認されたように、約束を完全に履行するように、安保理の要求を再度くり返し表明し、

暫定協定の実施および査証自由化の工程表の要請を達成することに向けての、ヨーロッパの協働の優先度に関してボスニアおよびヘルツェゴビナによって達成された進捗状況を歓迎し、またヨーロッパの協働を実施するため、安定化および連合協定に従いまた暫定協定の下での義務に合致することを準備するために、10月14日の進捗報告書における欧州委員会によって強調された緊急の改革を完了する彼らの取組を強化しまた促進することをボスニアおよびヘルツェゴビナの当局に求め、

地域における状況が国際の平和および安全の脅威を構成し続けることを認定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 和平合意および1995年11月10日のボスニアおよびヘルツェゴビナ連邦の履行に関する Dayton 合意 (S/1995/1021, 添付資料) への安保理の支援を今一度再確認し、当事者に対して、これら合意の下での彼らの義務を厳密に遵守することを求める。
2. 和平合意の一層の履行の成功のための主要な責任はボスニアおよびヘルツェゴビナ当局自身にあり、国際社会と主要な支援者による、履行および復興の取組の政治的、軍事的および経済的負担への継続された意欲は、とりわけ旧ユーゴスラビア国際裁判所との完全な協力、完全に機能する自律的な国家の構築を促進し、欧州の構造に自らを統合できる合同の制度を強化し、また難民と避難民の帰還を促進することにおいて、和平合意を実施し市民社会を再構築するボスニアおよびヘルツェゴビナにおける全ての当局による遵守並びに積極的な参加によって決定されることをくり返し表明する。
3. 和平合意に従い、またはそうでない場合には、公平に正義を与える責任を担う旧ユーゴスラビア国際裁判所を含み、安全保障理事会によって権限を与えられている通り、当事者は自らこの和平解決の履行に関与する全ての構成団体と完全に協力することを自ら公約していることを今一度当事者に注意を喚起し、また国家および地方レベルと国際裁

判所の完全な協力は、とりわけ、裁判所によって訴追された全ての人の公判への引渡しあるいは逮捕、並びに裁判所の捜査を支援する情報提供を含むことを強調する。

4. 和平合意の履行を監視し、和平合意の履行のために当事者を支援することに関する文民の機構および機関の諸活動に指針を与えまた調整する、上級代表の継続された役割への、安保理の完全な支援を強調し、和平合意添付資料 10 の下、上級代表が、和平合意の文民の履行と解釈に関して現地における最終的な権威であり、紛争の場合には、彼が自ら解釈を行いまた勧告を行い、さらに 1997 年 12 月 9 および 10 日のボンでの和平履行評議会によって詳述されたように彼が必要と判断した問題については拘束力を有する決定を行うことを再確認する。
5. 和平履行会合の閣僚会合の諸宣言への安保理の支援を表明する。
6. 下記 18 および 21 項に従い提出された諸報告書、またそれら報告書が包含するどんな諸勧告をも考慮し、和平合意の履行並びにボスニアおよびヘルツェゴビナの状況を密接な再検討の下に置く安保理の意図、並びに和平合意の下での義務に合致することにいずれかの当事者が明らかに失敗した場合には、措置の強制を考慮する準備があることを再確認する。
7. ボスニアおよびヘルツェゴビナ当局の、EUFOR および NATO の駐留の継続への支援並びに、両者が、和平合意、その添付資料および関連する国際連合安全保障理事会諸決議の諸目的への任務の実施のための SFOR の法的な継承者であること、また両者が、和平合意の添付資料 1-A および 2、また関連する国際連合安全保障理事会諸決議の実施を確保するために、武力行使を含む、求められた行動を取ることができることを想起する。
8. 多国籍安定化部隊 (EUFOR) に参加した加盟国および、安保理決議 1575 (2004) に従い設立され、並びに諸決議 1639 (2005)、1722 (2006)、1785(2007)および 1845 (2008) によって延長された、NATO の継続する現地軍に敬意を表し、多国籍安定化部隊 (EUFOR) を配置し続け、また継続された NATO 現地軍を維持することによって、和平合意の当事者を支援する加盟国の意欲を歓迎する。
9. 2009 年 11 月からの、ボスニアおよびヘルツェゴビナへの EU 軍事活動を維持する EU の意図を歓迎する。
10. 2009 年 11 月 19 日の書簡で安全保障理事会に通知された、EUFOR が和平合意の軍事的観点の下での主要な和平安定化の役割を担うことを是認した NATO と EU 間で合意され

た取極に従って、NATO 現地軍本部と協力して和平合意の添付資料 1-A および添付資料 2 の履行に関連したその任務を遂行する、統一された指揮および管理の下で SFOR の合法的後継としての多国籍安定化部隊 (EUFOR)を、この決議の採択の日から始まる、さらに 12 か月の間、設立することを、EU を通じてあるいは協力して行動する加盟国に対して許可する。

11. EUFOR と連携し、和平合意の履行を支援し続ける目的で、NATO 本部の様式でボスニアおよびヘルツェゴビナにおいて駐留を維持し続ける NATO の決定を歓迎し、和平合意の軍事的観点の下、主要な和平安定化の役割を EUFOR が有することを確認し、2004 年 11 月 19 日の書簡において安全保障理事会に伝えられた通り、NATO と EU の間で合意された諸取極に従い EUFOR との協力において和平合意の添付資料 1-A および添付資料 2 の履行に関して任務を実行する、統一された指揮および管理の下で SFOR の法的後継としての NATO 本部を維持し続けるために、NATO を通じてまた協力の下に行動する権限を加盟国に与える。

12. 和平合意および従前の関連諸決議の諸規定が、SFOR に対してまた SFOR について適用した通り、EUFOR および NATO の駐留双方に対してまたそれらに関して適用し、したがって、和平合意とりわけ添付資料 1-A およびその添付資料、また IFOR およびまた SFOR、NATO および NAC への関連諸決議の文言が、NATO 現地軍、EUFOR、欧州連合および欧州連合の政治安定化委員会および評議会に、適宜、適用されると解釈されることを再確認する。

13. 和平合意の履行における発展並びにボスニアおよびヘルツェゴビナの状況に照らして、必要に応じてさらなる権限の文言を考慮する安保理の意図を表明する。

14. 和平合意の添付資料 1-A および 2 の履行を実施しまた遵守を確保するために、上記 10 および 11 項の下で行動する加盟国に対して、全ての必要な措置をとる権限を与え、当事者が添付資料の遵守に平等に責任を有し続けること、またそれら添付資料の履行と EUFOR および NATO 現地軍の保護の履行を確保するために必要となる EUFOR および NATO 現地軍による強制的な行動に平等に従うことを強調する。

15. 加盟国に対して、EUFOR または NATO 現地軍のそれぞれの防衛において、EUFOR または NATO 本部いずれかの要請により、全ての必要な措置を取り、またそれらが任務を実行する際に両機構を支援する権限を与え、EUFOR および NATO 現地軍双方が、攻撃あるいは攻撃の脅威から自らを防衛するために全ての必要な措置を取る権利を確認する。

16. 和平合意の添付資料 1-A に従い、上記 10 および 11 項の下に行動する加盟国に対して、全ての民間および軍事的航空交通に関して、ボスニアおよびヘルツェゴビナの上空の指揮および管理を運営する規則および手続の遵守を確保するために全ての必要な措置を取る権限を与える。
17. 当事者に対して、EUFOR、NATO 現地軍および他の国際的な要員の安全および移動の自由を尊重することを要求する。
18. EU を通じてまたその協力において行動する加盟国に対して、および NATO を通じてまたその協力において行動する加盟国に対して、適切な経路を通じてまた少なくとも 3 か月毎に EUFOR および NATO 本部の現地軍それぞれについて安保理に対して報告を行うことを要請する。
19. 全ての加盟国、とりわけ地域における国家に対して、上記 10 および 11 項の下で行動する加盟国に対して、通過施設を含む、適切な支援および施設を提供し続けることを招請する。
20. 2003 年 1 月 1 日以降、EU による警察ミッションのボスニアおよびヘルツェゴビナへの展開に対する謝意をくり返し表明する。
21. また事務総長に対して、和平合意の添付資料 10 および 1996 年 12 月 4 および 5 日にロンドンで開催された和平履行会合の諸結論 (S/1996/1012)、並びに和平合意の履行に関する、とりわけ同合意の下の当事者の公約についての当事者による遵守に関する後の和平履行諸会合に従い、上級代表からの報告書を安保理に提出し続けることを要請する。
22. この問題に引き続き取り組むことを決定する。